

東京都による緊急事態措置を踏まえた乳幼児健診の今後の対応について

1 主 旨

区は、国の緊急事態宣言が発出された以降、令和 2 年 4 月 1 0 日付厚生労働省子ども家庭局母子保健課からの事務連絡「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」に基づき、区が集団健診として実施する乳幼児健康診査等を、休止している。そのため、一部、対象の年齢期間内に受診ができない対象児がいること、また、保護者が自費で当該健診を受診する例なども生じている。

については、今般の国や都の動向等を踏まえつつ、乳児の健康と安心安全を守る観点及び健診等に不安を抱えている母子等への支援として、新たな健診の機会を確保するなど対応するものとする。

2 今後の対応

(1) 3～4 か月児健康診査について

各総合支所で区直営の集団健診として実施する「3～4 か月児健康診査」については、健診を受けられる期間が短いため、以下のとおり新たな個別健診の機会を設けるほか、未受診者に対しては受診対象年齢を延長する。

対 象	生後 3～4 か月児及び 5 か月児までの未受診者
対応方法	区内指定医療機関での個別健診
委 託 先	世田谷区医師会・玉川医師会
実施期間	令和 2 年 6 月～令和 3 年 3 月
そ の 他	

総合支所での健診再開後も、年度内は個別健診を継続する。

(2) 自費で乳幼児健診を受診した保護者への対応について

各総合支所で区直営の集団健診として実施する乳幼児健診を不安のため受診せず、自費で受診した場合については、以下のとおり費用の一部を助成する。

対 象	区直営の集団健診(3～4 か月児健康診査、1 歳 6 か月児歯科健康診査、3 歳児健康診査(歯科含む))を受診せず、自費で受診した保護者
対応方法	区が定める上限金額(6,660 円)の範囲内での償還払い
実施期間	令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月
そ の 他	実施に当たって償還払いの要綱を策定する

(3) 6～7か月児・9～10か月児健康診査について

都内指定医療機関(東京都医師会委託)の個別健診として実施する「6～7か月児・9～10か月児健康診査」については、健診を受けられる期間が短いため、以下のとおり、未受診者に対しては受診対象年齢を延長し受診できる新たな個別健診の機会を設ける。

対 象

- ・生後8か月児までの6～7か月児健康診査未受診者
- ・1歳3か月児までの9～10か月児健康診査未受診者

対応方法 区内指定医療機関での個別健診

委託先 世田谷区医師会・玉川医師会

実施期間 令和2年6月～令和3年3月

そ の 他

区単独による健診実施のため、区外医療機関での受診は不可。

(4) その他の乳幼児健診の対応について

通常の健診との変更点は対象年齢を延長し受け入れる。詳細については以下のとおり。

健 診 名	事 業 手 法				対象年齢の 延長範囲	備 考
	種 別	直 営	委 託	委 託先		
3～4か月児健康診査	集	○			生後 5か月児まで	緊急事態宣言解除後 7月1日以降再開(予定)
6～7か月児健康診査	個		○	都医師会	生後 8か月児まで	区内指定医療機関のみ
9～10か月児健康診査	個		○		1歳3か月児 まで	
1歳6か月～11か月児 健康診査(内科)	個		○	区内医師会	2歳3か月児 まで	区内指定医療機関のみ
1歳6か月～11か月児 歯科健診	集	○			2歳3か月児 まで	緊急事態宣言解除後 7月1日以降再開(予定)
2歳6か月～8か月児 歯科健康診査	個		○	区内歯科 医師会	2歳11か月児 まで	区内指定歯科医療機関のみ
3歳児健康診査(歯科含む)	集	○			4歳11か月児 まで	緊急事態宣言解除後 7月1日以降再開(予定)

集:集団健診 個:個別健診

(5) 乳幼児健診の変更等今後の対応についての周知方法

乳幼児健診の対象者に対して、説明書と受診票等を送付する。

区のホームページ、子育て応援アプリ、Twitter、LINE等で周知する。

3 概算経費（予定）

28,951千円

【内 訳】

28,284千円（3～4か月児健康診査・個別健診）

667千円（自費で乳幼児健診を受診した保護者への償還払い）

特定財源 28,951千円（国補助）

第2回区議会定例会に補正予算を上程予定

2（3）の経費は未受診者対応のため当初予算の範囲内で対応する

4 今後のスケジュール（予定）

令和2年6月中旬 個別健診（医師会等委託）の対象年齢延長受入開始

6月下旬 償還払い申請受付

6月下旬 新規（3～4か月児健康診査等）の個別健診の実施

7月1日～ 区直営集団健診再開（対象年齢延長受入開始）